

明石市保育士総合サポートセンター個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、こども局こども育成室待機児童対策担当職員とする。個人情報取扱責任者は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14に規定された職業紹介責任者（以下、「職業紹介責任者」という。）とする。
- 2 職業紹介責任者はこども育成室待機児童対策担当係長とし、取扱者に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。
- 5 個人情報の取扱いについては、本規定に定めるもののほか、明石市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）を遵守し、適正に行うこととする。

平成30年6月1日

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

明石市こども局こども育成室待機児童対策担当課長